補助金情報

■景観の改善に関する補助

歴史的風致維持向上計画の重点区域で、建物の外観整備や空き家の再生の費用の一部を補助します。

▲市HP

対象区域　尾道・向島歴史的風致地区、瀬戸田歴史的風致地区

※詳しくは、市HPをご覧ください。

内**【まちなみ形成事業】**歴史的資料等のある建物等の外観整備に、経費の３分の２（最大200万円）

【沿道建造物等修景事業】1、2のいずれかに該当する建物等の外観整備に、経費の３分の２（最大20万円）を助成

1.美装化道路に面した建物等

2.尾道市景観地区内の建物等（令和６年度から対象範囲を拡大）

【空き家再生促進事業】建築後30年以上の空き家を改修して居住する場合、経費の３分の２（最大30万円）

※申請期限と工事完了期限等の交付条件がありますので、お問い合わせください。

締11月29日㈮※予算がなくなり次第終了。

申問まちづくり推進課（☎0848－38－9223）

■DX設備の購入費用を助成

DX設備（デジタル技術によりサービスの自動化、作業の効率化をし、生産性を向上させる設備）を導入する事業者に費用の一部を助成します。

▲市HP

※審査会での審査を経て、補助対象事業者を決定します。

内**補助額**　対象経費の２分の１（上限額100万円）

締12月27日㈮※予算がなくなり次第終了。

申問商工課（☎0848－38－9182）

■本社機能の移転・シェアオフィス等の開設に係る費用を助成します

県外から尾道市内への本社機能の移転・分散や、移転の受け皿となるシェアオフィス等の開設等の事業に対し、オフィスの改修費用や運営コストの一部を補助します。

▲市HP

※審査会での審査を経て、補助対象事業者を決定します。

内**補助額**　対象経費の２分の１

〔上限　250万円（本社機能の移転）

125万円（オフィス環境整備）〕

締８月30日㈮※予算がなくなり次第終了。

申問商工課（☎0848－38－9182）

■空き家に関する補助

締11月29日㈮※予算がなくなり次第終了。

申問まちづくり推進課（☎0848－38－9347）

●空き家バンクを利用する人へ居住のための改修費・家財道具処分費等を補助

次の地域の空き家バンクに登録している物件を対象として、居住のために必要な改修費用や家財道具等の処分費用の一部を補助します。

▲市HP（改修支援）

▲市HP（家財等処分支援）

■空家等改修支援事業補助金

補助額　移住者等が居住するための改修工事にかかる経費の３分の２（上限30万円）

■空き家家財道具等処分支援事業補助金

補助額　家財道具等の処分や清掃等にかかる経費の２分の１（上限20万円）

○対象区域

【町全域】西土堂町、東土堂町、長江一丁目、長江二丁目、西久保町、東久保町、三軒家町、御調町、原田町、因島各町

【車が入れない路地に面した区域】東御所町、土堂一丁目、土堂二丁目、十四日元町、久保一丁目、久保二丁目、久保三丁目、尾崎本町

※その他要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

●特定空家等・不良空き家除却支援事業補助（対象：市内全域）

老朽化した危険な空き家の除却に必要な費用の一部を補助します。

▲市HP

対次のいずれかに該当する空き家

■特定空家等

市が特定空家等の認定を行った建築物

※措置が命じられているものを除く。

■不良空き家（次のすべてを満たすもの）

①概ね１年以上使用されていないもの

②過半が住宅として使用されていたもの

③構造の腐朽や破損などにより、著しく危険性のあるもの

※不良空き家の判定は職員が現地調査を実施。

補助額　対象工事費の３分の２（上限60万円）

※その他要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

■建物等の改修・工事費補助

締11月29日㈮※事前着手したものは受付不可。

申問建築課（☎0848－38－9245）

●木造住宅の耐震診断・改修費、耐震シェルター等設置費補助

対次の全てを満たすもの

①市内にある木造の一戸建住宅か長屋住宅（木造在来軸組構法か伝統的構法のものに限る。）

②昭和56年５月31日以前に着工された住宅

③平屋建か2階建

④所有者か居住者が申請するもの（空家は対象外）

⑤令和７年１月31日㈮までに完了報告できるもの

※耐震改修とシェルター設置は、耐震診断の結果、耐震性に不足があると判定された住宅が対象

補助額　木造住宅の耐震診断：上限２万円

木造住宅の耐震改修：上限30万円

耐震シェルター（ベッド）設置：上限12.5万円

●アスベストの除去等工事費補助

対市内の民間建築物に吹き付けられたアスベストの除去、封じ込めや囲い込みに係る工事

補助額　補助対象工事費の3分の2（上限200万円）

●土砂災害対策改修工事費補助

対土砂災害特別警戒区域の指定日以前からその区域内に立地し、土砂災害に対する構造基準を満たしていない建築物で、工事の完了報告が令和７年３月14日㈮までに提出できるもの

※土砂災害の復旧工事には利用できません。

※土砂災害特別警戒区域については、土木課（☎0848－38－9254）へお問い合わせください。

補助額　対象工事費の23%（上限75.9万円）

●ブロック塀等の除却・建替工事費の補助

通学路等に面し倒壊の危険性のあるブロック塀等を、除却・建替する工事に要する費用の一部を補助します。

対次の全てを満たすもの

①道路等(※)に面するもので高さが0.6m以上のもの

②耐震診断等の結果、安全性の確認ができないもの

③建築基準法に明らかに違反していないもの

④令和７年１月31日（金）までに完了報告できるもの

(※)道路等…広島県緊急輸送ネットワーク計画により設定される緊急輸送道路や市内の小・中学校通学路。

補助額　除却工事　上限15万円

建替工事　上限30万円

●住宅耐震化促進支援事業

昭和56年5月31日以前に着工された旧耐震基準木造戸建て住宅で、耐震診断の結果、耐震性に不足があると判定された木造住宅の改修費用、建替費用や除却費用の助成を行います。

▲市HP

住宅耐震化促進支援事業内容

補助内容	(1) 耐震改修工事	(2) 現地建替工事	(3) 非現地建替工事	(4) 除却工事
補助対象要件	補助対象区域(*)に建つ住宅		移転建替後の住宅が補助対象区域(*)内であること	除却後、市内の耐震性を有する住宅に移転すること
	旧耐震基準（昭和56年5月31日以前）で建てられた木造戸建住宅で、耐震性を有しないもの（長屋・共同住宅は対象外）			
	平屋建か２階建			
	所有者か居住者が申請するもの（空家は対象外）			
	令和７年１月31日㈮までに完了報告できるもの			
補助対象事業費	工事費	除却工事費と新築工事費	除却工事費	
補助額	補助対象事業費の80%（上限100万円）		補助対象事業費の23%（上限83万8千円）	

(*) 補助対象区域…都市計画区域内の用途地域が定められている区域(工業地域、工業専用地域、災害レッドゾーン、浸水ハザードエリア等を除く)、御調町は旧市小学校区（災害レッドゾーン、浸水ハザードエリア等を除く）。
災害レッドゾーンとは、災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域のこと。
また、浸水ハザードエリアとは、尾道市総合防災マップの浸水深さ5.0m以上の区域のこと。

補助内容(2)～(4)で新たに住宅を取得する場合、【フラット35】地域連携型が利用可能です。

■料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。
日日時・期間　場場所　対対象　内内容　定定員　料料金　持持参物　締締切
申申込方法・申込先　問問い合わせ先　☎電話　FAXファクス　e電子メール　HPホームページ